

上川町地域公共交通会議設置要綱

(設置)

第1条 道路運送法(昭和26年法律第183号)及び道路運送法施行規則(昭和26年運輸省令第75号)の規定に基づき、上川町における住民の生活に必要な輸送の確保及び公共交通の利便性の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため、上川町地域公共交通会議(以下「交通会議」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 交通会議は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を所掌するものとする。

- (1) 町における公共交通のあり方に関する事項
- (2) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃、料金等に関する事項
- (3) 町が運営する有償運送の必要性及び利用者から収受する対価に関する事項
- (4) 交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項

(構成員)

第3条 交通会議は、委員15人以内をもって組織する。

2 交通会議の委員は、上川町長及び上川町長が委嘱する次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 一般乗合旅客自動車運送事業者
- (2) 一般貸切(乗用)旅客自動車運送事業者
- (3) 一般旅客自動車運送事業者の組織する団体
- (4) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体
- (5) 住民又は利用者の代表
- (6) 北海道運輸局旭川運輸支局長又はその指名する者
- (7) 北海道の関係行政職員
- (8) 前各号に掲げるものほか、町長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、役職により交通会議の委員となっている委員がその役職を退いたときは、委員の職を辞職したものとみなす。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 交通会議に会長を置き、町長をもって充てる。

2 会長は会務を総理し、交通会議を代表する。

3 会長に事故あるとき、又は欠けたときは、あらかじめ会長が指名する者がその職務を

代理する。

(交通会議の運営)

第6条 交通会議は、会長が招集し、議長となる。

2 交通会議は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 交通会議の議事は、出席委員の過半数をもって可決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(事務局)

第7条 交通会議の事務を処理するため、企画総務課内に事務局を置く。

(報酬等)

第8条 委員の報酬及び費用弁償は、これを支給しない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、交通会議の運営に関し必要な事項は、会長が交通会議に諮り定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成20年8月26日から施行する。